

## 納税が困難なときは早めに納税相談をお願いします

市税の納付について相談を受け付けています。病気や失職などの事情により期限内納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。土・日曜日も開設しています。

開設時間▶月～土曜日：午前8時30分～午後5時

日曜日：午前8時30分～午後0時30分(12月29日～1月3日と月～金曜日の祝日・振替休日を除く。平日夜間に電話相談を受け付ける場合もあります)

ところ▶市役所収納課(電話相談も可)。



## 市税の納付Q&A

Q 納付書はどこで使えますか？

A 市役所のほか、銀行や郵便局などの金融機関、コンビニでも使えます。利用できる金融機関やコンビニは、納付書に記載しています。



いろいろなところで納付できるのね



Q 納付書を紛失したときはどうしたらよいですか？

A 再発行しますので、収納課へご連絡ください。



Q コンビニで納付書が使えないと言われました。どうしたらよいですか？

A 納付書は使用期限を過ぎると取り扱えなくなる場合があります。再発行しますので、収納課へご連絡ください。



Q 納期限を過ぎて納付したら、督促状が届きました。

A 金融機関やコンビニなどでの納付確認に日数がかかるため、納付後に督促状が届く場合があります。督促状が領収書と同じ年度、税目、期別、税額であれば行き違いですのでご容赦ください。



Q どうしても納付できない場合、どうすればよいですか？

A 納税相談(上記参照)をしてください。病気や失職など納税が困難な事情があると認められる場合は分割納付などもできます。



## 滞納解消に向けた市の取り組み

市は財源を確保し、市民サービスを向上させるため、滞納解消に向けた取り組みを進めています。

### ■納税電話案内センター

市税と国民健康保険税を滞納している人へ、電話で納税を呼びかける「納税電話案内センター」を設置(昨年9月～今年5月)。

### ■特別滞納整理強化月間

市税等の「特別滞納整理強化月間」を設け、納税を促す催告書の送付や夜間の電話による納税案内といった徴収事務を通常より強化しています(今年1月末～5月)。

### ■行政サービスの給付などの制限や財産の差し押さえを実施

市は税負担の公平性の観点から市税等を滞納している場合、行政サービス(市営住宅の入居申し込み、第3子以降出産費用助成、大和市奨学金給付など)の制限を実施しています。また、督促状を発送後も納付がない場合は、財産調査を実施し給与や預貯金、不動産などの差し押さえをします。

# 市税は暮らしを支える大切な財源です

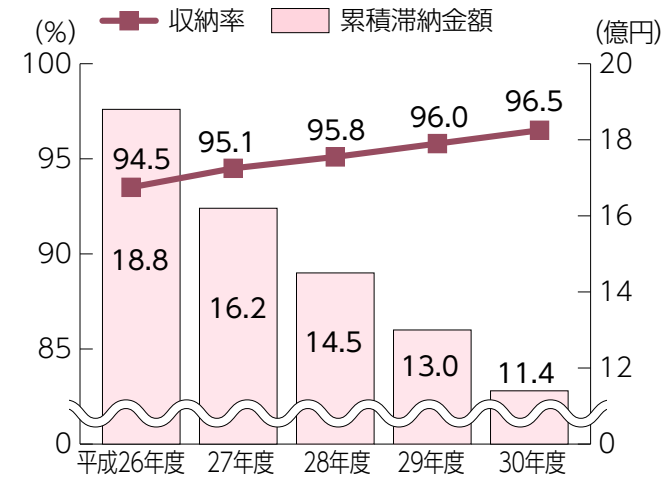
市役所収納課収納係 ☎(260)5241～3 ☎(263)6843

市民の皆さんが納付している市民税や固定資産税などの市税は、市の歳入で最も大きな柱となる財源です。平成31年度予算は、市の一般会計歳入の46.7%を占めています。

納付された市税は、福祉や教育、健康づくり、子育て、環境、防災などの事業や公園・道路などの社会資本の整備などに使われ、皆さんの日々の生活を支えています。



## 市税の収納率と累積滞納金額



市税の収納率は上昇傾向で、昨年度は96.5%でした。累積滞納金額は約11.4億円となっています。滞納金の回収にはコストがかかり、期限内に納付した人の税金もそのために使われます。税負担の公平性や、より充実した市民サービスの提供のために、期限内に納付することが大切です。

## 便利な口座振替をご利用ください

市は、指定口座から市税などを自動的に引き落とす口座振替をお勧めしています。振替手数料は不要で、納め忘れもなく安心です。ぜひご利用ください。

申し込み▶次のいずれかの方法で

- 市内取扱金融機関に口座がある人は、通帳、届け出印、納税通知書を持参し、直接その金融機関または市役所収納課へ。
  - 納付書に同封された口座振替の申込用紙に必要事項を記入し、郵送(切手不要)。
  - 収納課に直接または電話で口座振替の申込用紙を請求。返信用封筒で返送(切手不要)または直接収納課へ。
- ※申込日より口座振替開始日が異なります。申込用紙を確認するか、収納課へお問い合わせください。

納め忘れがなく安心

